第

1023

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 3月 6日 金曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

^企社会保険料の個人負担分を会社で負担した場合

Q:当社は、健康保険料の負担額を会社と 従業員それぞれ2分の1ずつにしていますが、 この度、従業員負担分の一部も会社で負担す ることを考えています。

この場合、2分の1を超える部分の金額は従業員に対する給与になるのでしょうか。

A:個人負担分を会社で負担した場合は、 原則として給与になります。ただし、会社負 担割合を増加させた場合には、課税関係は生 じません。

【解説】

使用者が、役員又は使用人が被保険者として負担すべき社会保険料を使用者負担とした場合には、その負担額が月額300円以下の場合を除き、その負担した金額は経済的利益として、給与所得課税を受けることになります。

健康保険料は、事業主と被保険者とが2分の1ずつ負担するのが原則となっていますが、 健康保険組合の規約をもって事業主負担割合 を増加させることができます。

この場合、その増加した割合による事業主 負担の保険料は、事業主が負担すべき保険料 ですから、その範囲内で保険料を事業主が負 担しても、給与所得として課税されることは ありません。

なお、健康保険組合は、一定数以上の従業 員がいる場合に、厚生大臣の認可を得れば設 立することができるもので、政府に代わって 独自の立場で健康保険の事業を経営すること ができます。







